國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

熊野の中世村落

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 國學院大學 公開日: 2025-12-12 キーワード (Ja): 山村, 惣村, 熊野三山, 在地領主, 生業 キーワード (En): 作成者: 坂本, 亮太 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001848

熊野の中世村落

坂本亮太

はじめに

中世村落に限らず、研究をするうえで、史料が必要なことはいうまでもない。本稿で対象とする中世村落に関して言えば、景観や遺跡などもその素材となろうが、文献史料を対象にするならば、検注帳や荘園絵図などの残る荘園領主文書、さらには村自体に文書が伝えられた惣村文書（村文書）などが中心となろう。従来、これらの絵図や帳簿、村文書が残されるフィールドが、中世村落の研究対象として設定され、多くの事柄が明らかにされてきた。しかしながら、全国的には史料を豊富に伝えた地域ばかりではない。そういった地域にも中世村落は間違いなくあり、また中世後期の村落も惣村ばかりではない。地形や地域環境などにより様々な様相を見せる多様な村落の姿を明らかにしつつ、従来の中世村落像を捉え返すこともまだまだ必要なのではないだろうか。[1]

そこで本稿では、これまでほとんど研究上取り上げられることのなかった熊野（現在の和歌山県・三重県・奈良県域に及ぶ紀伊半島の南端地域）の中世村落の様相を素描することを目的とする。中世の熊野については、霊場や宗教勢力としての熊野

三山のイメージが強く、これまでも宗教史を中心に論じられてきた。それ自体、地域の個性を示してはいるが、地域に暮らす人々、その基盤となった村の様相については未だ研究対象となっていないうらみがある。永島福太郎氏は「従来、熊野信仰や熊野詣の研究が進められてきた反面、在地情勢などの究明は放棄されたにひとしい」とも述べ[2]、五〇年近く経った現在においても、研究状況はそれほど大きくは変わっていない[3]。特に熊野参詣が盛んであった中世という時代に、熊野三山の周辺部の地域は、どのような歴史や文化を育んでいたのだろうか。近年、「熊野水軍」とも呼ばれる在地領主層に関する研究は進んだものの、荘園や村落の研究はほとんど手つかずである。熊野三山や在地領主層の下に隠れているとはいえ、熊野にも中世村落が存在したことは言うまでもない。

ただこのような研究状況も残存する文書群に大きく規定されているといえる[4]。熊野地域の中世文書は、多くが熊野三山とその社家に伝えられたものである。しかも、熊野三山の中世文書は、寺社組織や経営に関わるものは極めて少なく、ほとんどが御師の活動に関するもので、（旦那）売券や願文、借銭状などが主体であり、内容的な偏りが著しい[5]。熊野三山周辺（東牟婁地域）においては、熊野川流域の在地領主層に関わる文書群（多くが売券）が一定数残されているがほとんど活用されていない。一方、紀伊半島南西部（西牟婁地域）に目を転じると、在地領主の小山氏にかかる小山家文書を除くと、ほとんど中世文書は残ってない。以上のような状況下、史料的な限界を乗り越えて、中世の村落を如何に描くことができるのか。中世における熊野を事例に実践してみたい[6]。

一　熊野の中世村落の様相

（1）熊野の地理的位置

まずは、熊野の地理的な環境について簡単に触れておく。熊野の範囲をどこまでと見なすかということも問題ではあるが、紀伊半島の南部にあたる、近代和歌山県の西牟婁郡・東牟婁郡、三重県の北牟婁郡・南牟婁郡、奈良県の吉野郡のうち十津川などをその範囲とする。いわば紀伊山地にあたり、平野部は少なく、広大な山村地帯といえる[7]。

紀伊山地は、西南日本外帯、すなわち中央構造線の南側に位置し、フィリピン海プレートがアムール（ユーラシア）プレートの下に沈みこむ力を受けて隆起してできたものである。紀伊半島・紀伊山地は、地形的には東西非対称となっている点が大

きな特徴であり、東側に熊野三山のいずれもが位置する。東側には大峰山脈と台高山地があり、長い河川は発達せず、河口平野も概して小さい。熊野川が最大の河川で、新宮に沖積平野が形成されるも流長の長さと水量の豊かさ、山の険しさに比して平野の規模は小さい。一方、紀伊半島の西側は日置川・富田川など比較的距離が長く、河口に小規模の平野を形成している。川は屈曲・蛇行し、環流丘陵などの景観を見せる。

紀伊山地の標高は一〇〇〇m前後と比較的低い山々が重なり合い、最高所でも約二〇〇〇m級であり、集落の位置も概ね一〇〇〇m以下に位置する。温暖多雨な気候で、多くの河川が山塊を深く浸食し、急峻な斜面とともに複雑な凹凸のある谷状の地形を形作る。平野部は河口部の沖積平野以外はほとんどなく、わずかな河床盆地や河岸段丘、山の斜面などが熊野の人々の生活の舞台となっていた。

生業としては、平野部が狭小で、急峻な山が海岸部まで迫っているため、水田耕作等には適さない地域である。[8] このような地形環境であるため、奥まった谷筋の開発は抑止され、生産活動の及ばない天然林が残る点に大きな特徴があるという。近世には材木生産と筏流し、備長炭、養蜂、シイタケ栽培、河川漁撈、和紙生産などの生業が活発に行われていたことが知られている。しかしながら、中世の土地売券などをみると田や畠なども見られ、限られた耕地で稲作・畠作も行われていたものと思われる。

(2) 熊野川流域の中世村落

では、具体的に熊野の中世村落はどのようなものだったのか。まずは熊野川流域の村落の様相を見てみよう。熊野川流域の地域社会は、当然のことながら本宮・新宮との関係も深く、熊野川は本宮と新宮を結ぶ河川交通の大動脈であった。熊野本宮へ納められる年貢類、そして熊野の山林資源等を新宮の港湾より搬出するために、物資の往来も多かっただろう。また、中世の熊野参詣記や一遍聖絵などにもあらわされるように、熊野への参詣者は本宮へ参詣したあと、新宮へと川船を使って移動し、帰りも川船を利用していたことから、室町期の熊野参詣の隆盛とあいまって人の往来も多かった。熊野の中世村落の様相を知るうえで次の史料がまずは注目されよう。

【史料一】熊野山衆徒五箇村民契約状[9]

定置　衆徒与五ケ村契約事

右契約之趣者、於三山煩出来者、成水魚之思、可致合力之沙汰、是併為神忠也、爰動者寄事於左右、凶徒本新両山仁令成阿党之

条、偏神敵之上者、衆徒・村人等者令成一味同心之思、可捨身命者也、若惣村仁大事出来時、同不可見放者(也脱カ)若契約之旨偽申者、熊野十二所権現、大峰八大金剛童子、殊者村々大明神ノ御罰ヲ各々身中ニ可蒙、仍契約起請文状如件、

文和三年卯月廿日

具体的な地域は不明ながら、文和三年（一三五四）に熊野三山と「五ケ村」とで非常時の合力契約をしたものである。凶徒が本宮・新宮に対して害を及ぼすことは神敵とみなされ、衆徒と村人とが一味同心するのはもちろんこと、一方で村で非常事態が起きたときには三山も見放さないという契約である。また永和二年（一三七六）、参詣道沿いの各所で関所が再興され、参詣者を煩わせるということが起こったため、熊野三山と「五箇村民」は関所の排除に乗り出したこともあった。[10] 南北朝期（一四世紀）には、熊野三山は利害の一致する熊野の村々と地域の防衛にあたって相互協力の契約をしていた。いわば熊野三山は、自律的な「自力の村」を無視しえず、その力に依存することで成り立っていたのである。次の史料も、同時期の村落を考えるうえで注目すべき史料である。

【史料二】御本三村証状案[11]

（端裏書）「御本・皆合(河合)村人状あて」

それかし〳〵おはなさゑもん（売渡）うりわたす、ほんくうくつりみちの（本宮）ひんこのきみのあんしちしきちミやうちやうの事（庵室）（敷地）（名帳）くハしむねハ、うり、（備後公）ぬしのしやうにミゆ、御もとミつのむら、三のむらかわひせうにんにたつうへハ、（本）（三）（村）（河合）（証人）こにちのわつらひあるへからす、もしうりぬしにても、又いかなるかたよりいらんわつらひ申といふとも、りやうむら一とう（後日）（頃）（売主）（違乱）（両村）（同）のさたとしてあきらめ申へきなり、さらにかいぬしのわつらひ（沙汰）（明）（買主）になすへからす、かつうハこんけんも御はち候へ、この（権現）（罰）れんはんのすのしゝそん〳〵にいたるといふとも、このむねを（連判衆）（子々孫々）（至）そんしてあきらめさたをいたすへきものなり、よんてこにちの（存）（致）（仍）（後日）ために、しやう如件、（状）

文和四年二月廿日

（能城）のきの分　わけの分（和気）　たゝすゑ判　たゝしたふとう（但）（次第不同）ひたりの分（日足）

しけはる判　さたとし判
ゆきさね判　ミつきよ判　かけとし判
しけさね判　いへつく判　すけはる判
しけなり判　としミつ判　ゆきのふ判
しけすミ判　そうしん判　ときむら判

文和四年（一三五五）、おはな左衛門が本宮くつり道の備後公の庵室敷地名帳（名簿）の売買を行った事に対して、御本三村の能城（新宮市）・和気（三重県熊野市）・日足（新宮市）の

人々が連署して保障した証状の案文である。端裏書にもあるように、本史料は証人に立った御本三村が川合（皆合）三村に宛てて出したものと見られ【図1】、恐らくは各村が相互に文書を取り交わし、売買の保障を確認しあったのだろう。差出には、能城・和気・日足といった熊野川流域の村々の名前がみえ、その地域の人々が連署している。名前は「しけはる」「たゝすえ」「さだとし」など、村落の上層に位置するような存在かと思われる。「りやうむら一とうのさた（両村一同の沙汰）」ともあるように、御本三村と川合三村それぞれで一つの「村」という認識であったことがわかる点も興味深い。川合三村は、恐らく小船（三重県熊野市）・宮井（新宮市）・相須（三重県熊野市）の三か村を指すと考えられる。後半部分の文言にもあるよう、売買について違乱があった場合には、「両村」（御本三村・川合三村）が保証人としてたちつつ、その事実究明をすることなど、売買を保障する存在でもあった。

文和四年「能城」「和気」「日足」の御本三村と河合三村（小船・宮井・相須）とが証状を取り交わしており、「村」が南北朝期に登場していることが注意され、これらの村は近世の村となっていく。また、村々が相互に売買の保証をしあっているなど、その自律的な活動も見ることができる。南北朝期には既に

図1　熊野本宮大社・熊野速玉大社と熊野川流域の村々
（ベースマップは国土地理院電子地図）

現在の小字に相当する村（＝近世村）も登場していた。ただし、村が登場するとはいえ、署判している人々を見ると、村は名主層などによって運営されていた可能性が高い。

（3）売券からみる熊野川流域の村落

紀州の中世村落といえば紀の川流域の惣村が著名である。しかしながら、先にみたように熊野の山間部においても一四世紀には近世につながる村が登場し、自律的な活動を展開していたのである。一六世紀になると、熊野川流域の村々も「惣」を称していた。確認できるだけでも、「見越惣」[12]、「上之番惣中」「耳打惣」「坂本原惣中」[13]・「（相野庄）惣中」[14]、「ひは（檜葉）分惣中」[15]があり、なかには「惣」の署判や「惣庵」（村堂）も見られる[16]。熊野にも惣村が確かに存在していたのである。

次にこのような社会集団としての側面のほか、熊野地域に比較的多く残る売券類から中世村落の景観や生業を探ってみよう。耕地で栽培されていたものをみると、米のほか、芋・雑穀・大豆・小麦・茶などがあった[17]。熊野における生業のうち、稲作は中心的ではないと思われるものの、中世の売券類には田畠・山野が対象となっているものが多い。これは中世の土地所有や文書という性格上の問題だろうが、田畠の耕作が行われていた実態は知ることができる。

熊野における水田・稲作の特徴として、高地集落の水田があるという[18]。水田は日当たりの悪い谷筋に作るのではなく、水の確保が難しくても、天水を利用して日当たりの良い高地に水田を営んだというのである。天水田は、水漏れを防ぐため入念な代掻きが必要で、牛に犂を曳かせるなどして対応した。一方で除草は不要であったため管理においては利点があったようである。谷筋に水田を開く場合、谷が深いこともあり長大な水路が必要となるため大きな困難が伴う。特に熊野における河川灌漑は江戸時代中期以降に硬い岩盤を暗渠（トンネル状）で掘り抜いて開削されたとするものも多い[19]。しかし、中世の田畠の売券をみると、売買の対象となった土地という限定はあるものの、川を境とするものが一定数みられることに注意したい[20]。先に説明したように河川灌漑は発達しなかったものの、河川沿いの後背湿地などに耕地が開かれていたものだろうか。その点、熊野の売券類をみると、土地の単位が「蒔」「苅」で表現されている点も注目される[21]。面積を記さずに、資本投下量もしくは収量を記したものといえよう。これが何を意味するのかはさらなる検討を要するが、粗放的な耕作が行われていたことを示すのではないだろうか。可能性として提示しておく。

次に集落景観についても探ってみよう。先に指摘したように熊野は山村地域であるが、近世以降、現在においても家の密集度は比較的高い。中世後期にもそれなりに集住していた可能性がある。例えば、屋敷の売券をみると、その四至に屋敷が境目になっているものがいくつか見られる。

【史料三】みさのしやうけん屋敷売渡状[22]

（端裏書）「ミさのしやうけんとのうりけん」

（見座）（将監殿）（売券）

（売）（渡）うりわたす　屋敷の事

合一所、在所坪口　東ハ与一か屋敷をかきる　西ハ大道、南ハせうのさゑもん　とのゝやしき、北ハ孫太夫か屋敷

右の屋敷ハ、あり太夫か重代のやしき（屋敷）を下人たるあひた、ちかいめ（違目）あるによてとりあけて、代銭十二貫文ニ永代山本の助殿ニうりわたし申候、このうへハさらに他人のさまたけ（妨）あるましく候、もしちかいめも候ハヽ、本銭一倍のさた（沙汰）をいたすへく候、尚々いかやう（如何様）のちかいめ候とも、身かさたとしてさはくり申へく候、仍うりけんの状如件、

明徳元年十二月十三日

ミさのしやうけん兼成（花押）

明徳元年（一三九〇）、見座将監兼成が下人であるあり太夫重代相伝の屋敷について、問題があったため取り上げて、一二貫文で本山の助殿へ売り渡したというものである。四至に注目すると、在所坪口の屋敷は、東が与一の屋敷、西は大道、南はせうの左衛門殿の屋敷、北は孫太夫の屋敷が境となっており、西の道以外は三方を屋敷に囲まれていた。御師の見座氏は敷屋村を本拠としていたので、敷屋村での集落状況を物語るものの可能性が高い[23]。

さて熊野の売券類をみると、その特徴として、①土地の単位が「蒔」「苅」で表現されること（前述）、②永代の土地売買を「長地」「永地」とすること[24]、③「はんれう」（飯料・判料・半料などが宛てられる、加地子のことか）が設定されていること[25]、などがあげられる。これらは熊野の中世村落の地域性を示すものと考えられるが、現状明らかにできず、今後の検討課題である。そして、買券も一定数存在し（買主の署判もある[26]）、中世文書の残存状況とあわせ、熊野が買い手（在地領主層）優位の社会構造であったことも推測させる。

なお、熊野川流域の村落の生業として特徴的なのは廻船業の存在である。「桐原廻船衆」「小舟・河合廻舟中」など、村で廻船を営み「衆中」を形成していた[27]。その背景には、先にも触れたように熊野川を通じた物や人の往来が多かったことにあろう。元来は本宮の衆徒等が関銭徴収権を有していたが、一六世

紀中頃には質流れし、権利は本宮の衆徒等から離れ、得分権は周辺在地領主層（鬼城家）のもとに渡っている。[28] 関などの権利を村や在地領主・土豪等が熊野の衆徒から買得することで、河川交通の担い手として村が表出してきたのだろう。

中世後期の熊野の村落においては、ある程度集住し、背後には山野が控え、川沿いに耕地が展開し、稲のほか、芋や茶、小豆、小麦、雑穀などの栽培をしていた景観が想定できる。そして河川が景観的にも、また生業においても大きな影響を持っていたものと思われる。熊野本宮・新宮とも至近で影響を受けつつも、在地領主・土豪層の強い影響のもと、自律的な村落があったとみておきたい。

（4）日置川流域の中世村落

次に熊野三山とは一定の距離のある、西牟婁郡に位置する日置川流域の村落の様相を眺めてみよう。当地においては熊野三山の影響はあまりうかがえず、むしろ在地領主である小山氏や安宅氏が主導する地域社会であった。[29] 久木小山氏は日置川の上流・中流に本拠を構え、安宅氏が河口部に本拠を構えた。特に古文書を多数伝える久木小山氏の動向をみると、室町期以降、相博や売買などを通じて土地を集積していることがわかる。このような売買は、周辺地域の人々に対して、領主として米や銭を融通するものでもあり、実際に出挙などもおこなっていた。小山氏などの在地領主が在地社会を主導する存在であった。そして日置川流域においても、織豊期には大坂城・伏見城・四天王寺などの京都・大坂の普請に対して、小山氏や安宅氏を中心として、材木を畿内へ供出しており、材木生産が盛んで、また川を通じて森林資源が搬出されていたものと思われる。日置川流域には久木小山氏と安宅氏に関わる中世資料が美術工芸品も含め多く残され、古文書や棟札などから、僅かながら村や地域社会の様相をうかがうことができる。

棟札などを確認すると、日置川流域においても「惣」の存在が浮かび上がる。天文一八年（一五四九）安居村三須和神社を再興した棟札に、願主として小山氏の名前がみえるほか、「惣中」の関与がみえる。[30] なお、古座川流域においても「蔵土物」「四村惣中」などがみられる。[31]

また売券や帳簿などを見ると、日置川流域の村々では、豆・雑穀・蕎麦種が栽培されていたこと、[32] 田地の大きさが「まき（蒔）」とあらわされること、[33] 永代売買を「長地」「永地」と表現すること、[34]「はんれう」が設定されていること[35] などを知ることができる。東牟婁郡、熊野川流域と同様の傾向がみられる。そのほ

か牛が飼われていたこともわかる。[36] 江戸時代の菊池元習によると、安居村付近は放牛が多く、牝の仔牛を飼育して生計を立てていたというが（「三山記略」）、そのような状況は中世にも遡るのかもしれない。また、田の代掻きに利用された可能性もあろう。そのほか、木印署判があることも特徴的で、[37] 村人等が材木の生産・搬送と関わっていた可能性もある。[38]

以上、断片的な史料を用いて、中世の熊野における村落の様相を概観した。熊野の東西ともに、古文書などでは在地領主や熊野三山の社家などの下に隠れて見えづらくはあるが、自律的な存在として確かに村が存在していたのである。

二　中世の色川郷

（1）中世の那智山と色川

次に、熊野那智山に近接する色川郷を素材に、熊野の中世村落の様相についてさらに探ってみたい。地理的な環境をみると、那智勝浦町の色川（中世・近世の色川郷）は熊野那智山の西に約三km離れた地域にあたり、那智山に隣り合う村々ということができる【図2】。標高五〇〇～七〇〇mに位置する山村で、現在では棚田が広がり、色川茶などの栽培がなされている。熊

図２　熊野那智山と色川の村々
（ベースマップは国土地理院電子地図、□囲いは「色川七村」）

野古道のうち、那智山と本宮とをつなぐ雲取越が通り、江戸時代には鉱山があったことでも知られる。また那智川・太田川・古座川の上流にあたり、その水源地としても位置した。このような山深い地域であることもあってか、「平家落人」伝説が残る。平維盛の末裔が補陀落渡海を逃れ匿われた地（隠棲地）としても知られ、近世に当地の大庄屋となった清水氏は平維盛の末裔と伝える。

この色川地区は、江戸時代には「色川郷」とも呼ばれ、平野・檜曽原・小坂・口色川・大野・田垣内・熊瀬川・中ノ川・小匠・楠・樫山・高野・直柱・坂足・樫原・赤木・田川・小森川の一八か村で構成されていた。江戸時代の色川郷の様相を知るうえで、『紀伊続風土記』の記述が、短いながらも的確にその様相を捉えている。

【史料四】『紀伊続風土記』色川郷

「峯高く、谷深く、田地少く、山稼を専とするを以て、民食常に乏く樫の実を拾ひて穀食の助けとす、然れとも、小色川まで舟楫の通ひありて、運漕の便宜く、又田地稲に良く、四斗の米目方十七貫五百目に至る、風俗質撲にして産業は常に乏きを憂ふといふ」

山が険しく、田地も少なく、山稼ぎを専らとし、樫の実を拾い穀食の助けとしていたという。ただし田地は少ないものの、稲の耕作には適した地のようで、四斗の米が一七貫五〇〇目で売れるという。現在確認できるように、日当たりの良い棚田ということなのだろう。そして小色川まで船がやって来て、運送の便も良いという。江戸時代にはこのような地域認識であった。

江戸時代の色川の大野村は約五〇軒（一七世紀末～一八世紀頃）、中ノ川村は昔六軒で、今（一九世紀前半）は三〇軒、熊瀬川は一四～一五軒（一九世紀前半）という集落規模であった。これだけみても色川地区の状況を知ることができる。参考までに大野村の石高の変遷をみると、慶長期（一七世紀）は一五四石、江戸時代中期（一七世紀末～一八世紀）には一七四石、天保年間（一九世紀前半）は二三一石となっており、年々増加している。石高の増加のみをもって開発状況を示すとは言えないが、近世初期にはそれなりに開発が進んでいたこと、また江戸時代を通じて屋敷が増えていることも踏まえると、様々なかたちで経済・産業の発展があったものだろう。

中世には「色川郷」とも「色川七村」とも呼ばれていた。

【史料五】色川神社棟札　表面[39]

大日本国紀州無漏群（牟婁郡）熊野山色河七村於別而者大野村
修造建立砌銭米入リ道者二百貫文焉、西之峯時住持球龍叟

奉上棟奉所鎮守勧請御伊弉・天照大神宮熊野三山大霊権現
　専祈所安穏富貴万福天長地久御願円満諸旦那本命元辰星斗
　平家三位忠(中将)正是(維盛)盛大明神諸大権現諸大明神　天文十一年壬寅
　霜月吉日
　　木下見形殿盛吉右衛門何事是此意見也、時大工五郎衛孫五郎　鍛
　　冶大工左衛門次良

色川神社は色川地区の産土社で、本史料は天文一一年（一五四二）に色川神社の棟上げがされた際のものである。本史料から「色川七村」があり、そのなかに大野村が含まれていたこともわかる。また一六世紀には平維盛（「平家三位忠正是盛」）の伝承が既にあったことが判明する点も興味深い。「色川七村」は、平野・小坂・熊瀬川・口色川・大野・中ノ川・小匠の七か村とされる。地図とあわせてみると、その中心は東側の七か村にあたり、西側の村々は近世になってから、色川郷に含まれるようになったのだろう。大野村は応永八年（一四〇一）に大般若経の経櫃の蓋裏銘に登場する。[40] 応永二一年には色川の平野三郎兵衛と口色川の三郎兵衛の名が見え、[41] 嘉吉二年（一四四二）には口色川の「しやうけん」、[42] 享徳四年（一四五五）には色川小坂三郎左右衛門の名がみえる。[43] そのほか、村・集落名は分からないが、文安四年（一四四七）には色川「ひけ兵衛」、[44] 応永二三年には色川上左衛門尉が登場する。[45] 色川七村のうち、平野・小坂・口色川・大野は、一四～一五世紀の文書に地名が確認できるのである（「村」とは出てこないが、地名として確認できる）。そのほか、色川七村ではないが、色川の白河一族は嘉慶三年（一三八九）から確認でき、[46]「たのかいたしろの河の一族」ともあり、天文一二年には田垣内の地名を冠しており、[47] 白河一族は田垣内を本拠としたのだろう。そのため色川七村はもとより、そのほかの村々も多くは室町期には存在したものと考えられる。そして室町期の色川郷では熊野那智山と密接に関わる人々が活動しており、なかには御師間の紛争の調停をおこなった、色川上左衛門尉などの有力者もいた。これら在地領主・土豪層が「色川衆中」「色川郷惣中」として活動していたとみられる。

この地域を本拠として活動したのが色川氏（色川衆）である。色川衆の一つに江戸時代に大庄屋となる清水家があり、色川文書を伝える。[48] 建武三年（一三三六）には日高郡の岩代荘を宛行われ、[49] 延元元年（一三三六）には法勝寺宮からの令旨を受け、以後も後醍醐天皇に従い、南朝方としての活動が見られた。同年には南朝方として一族を率い、熊野の海域をはじめ京都にまで行き合戦に及んでいる。[50] 享徳四年・康正元年（一四五五）に

後南朝の皇孫忠義王が、京都を逐われた畠山義就勢力とも結びつき、南朝の再興を図り、熊野の武士たちに動員を呼びかけた際、「色川郷惣中」に対して、色川郷は南朝ゆかりの地で、天皇も大河内（三重県熊野市）行宮へ移動したので、早く錦の御旗のもとに参じて軍功を挙げるようにと号令をかけている。[51] 戦国期には古座川河口部に本拠を構える高河原氏から「色河衆中」に宛てて軍事的な協力要請を求める書状も出されている。[52] このように色川氏は、南北朝～室町時代には南朝勢力と結びつきつつ、戦国期には周辺武士とも連携しつつ、熊野地域で広く活動する存在であった。

色川氏の本拠は、大野村の色川三十郎屋敷・浄珍屋敷と伝られ（『紀伊続風土記』）、「浄珍」は永享二年（一四三〇）には活動が確認できる。[53] 屋敷跡とされる場所からは、屋敷墓に伴うものかと推測される鎌倉期の輸入陶磁器と、東海系の山茶碗も見つかっている。[54] 色川氏、もしくはその前身の勢力を推測させるものである。また色川に残る荒木家屋敷には、室町時代の五輪塔が残るほか、室町時代かと推定される宮殿の部材があり、土豪屋敷の系譜を引く可能性が指摘されている。[55] このように色川地区には中世に遡る土豪や在地領主の足跡が見られる。

また色川地区には中世の紀年銘のある祭礼道具などが多数伝えられ、室町期に祭礼や芸能が行われていたことを知ることができる。[56] 色川地区には室町時代の版経の大般若経六〇〇巻が伝えられるが、それら大般若経を納める三つの経櫃の蓋裏には「龍厳禅院常住也／紀伊州無漏郡熊野邑大野村／旹応永八年〈辛巳〉二月念三日」と墨書銘がある。応永八年（一四〇一）のものであり、しかも大野村や龍厳院（現在、色川の大野地区に残る楞厳寺）の名も見える。江戸時代には、正月一一日に色川組の庄屋や僧侶によって楞厳寺で大般若経の読誦祈禱が行われていた。また「越後国／苅羽郡　利国（花押）／北条住人／おやまに而／孫九郎／作之　記之／永禄二九月吉日」と銘のある翁面、「越後国／苅羽郡　利国（花押）／北条／おやまに而／孫九郎／作之／永禄／二九／吉日」と銘のある黒色尉面も残る。永禄二年（一五五九）の作である。越後国との関係性は不明であるが、正月二日に奉納される神事芸能（万歳楽）と関係するものかと想像される。また、室町時代と考えられる龍頭も残り、行道なども行われていたとみられる。このように中世後期の色川では様々な祭礼・芸能が行われていた。

色川郷は熊野那智山と結びついた在地領主・土豪の存在感が強く村落の様相をうかがうことは難しいが、一四～一五世紀には近世の村につながる地名が登場し、在地には祭礼に関する道

具が残されている点に注目すれば、村の存在と、その活動状況をうかがい知ることができる。

(2) 色川郷と立合山

中世後期の色川郷について、熊野那智山との関係、特に共有山のあり方から、さらに熊野における中世村落の様相を探ってみたい。色川郷の共有山については、近世初期となるが次の史料が注目される。

【史料六】浅野忠吉寺山定書[37]

今度寺山之儀ニ付、御山と色川出入済シ候ニ付、相定覚

一於御山御造宮在之時者、為祝上之御造営ニハ料足参貫文、御山より色川江可遣候、但其次〳〵の御造宮ハ応其大小ニ祝銭可遣事、

一小法師原より八木弐石、毎年色川江可遣候、小法師原者毎日寺山江入候て木多ク剪候ニ付而如此相定候、但船板者仕間敷候事、

一色川よりは八木壱石六斗、為御供米毎年御山江可出之事、

一いちゐ(櫟)・しゐ(椎)・かし(樫)のみ(実)なり候太木、炭木ニ双方伐取間敷候、但、実之不成木者、炭に焼候共出入申間敷候事、

一御山より色川之外ニ寺山江他郷之者壱人も入間敷事、

右御山ト色川今度寺山之出入在之ニ付、先例之筋目遂穿鑿、双方納徳(授)之上にて、為以来之如此相定候上者、到末代迄、少も違乱有間敷候、猶辻少兵衛・水野馬左衛門・梶浦次太夫両三人可申渡者也、

元和弐年丙辰十二月十四日　浅野右近大夫（花押）

那智山

社人中

色川郷の共有山（立合山）は寺山とも呼ばれ、那智山の奥にあった。元和二年（一六一六）那智山と色川郷とでその寺山をめぐって争いがあり、【史料六】は当時の領主である浅野氏が裁許したものである。寺山にかかる諸費用、利用等が取り決められている。①那智山造営（正遷宮）の時、那智山は祝いとして三貫文を色川へ支払う。②那智山の小法師原は毎日寺山を利用するため、山の利用料として毎年二石を色川郷へ支払う。ただし、木は船板にはしてはならない。③色川郷から那智山へは毎年米一石二斗を供える。④櫟・椎・樫の実の成る大木は炭の材木として伐ってはならない。ただし、実の成らない木は炭にしても良い。⑤色川郷以外の者（他郷の人）に寺山を利用させてはならない。以上がおもな内容である。ただ、後の史料をみると、毎年二石の負担について小法師原たちから難儀が示され、

毎年二石の負担は実報院が出し[58]、浅野氏が検使を派遣し境目を確認することで[59]、最終的に決着をみている。山林資源の利用方法、樹種による別、色川郷住人に限定する地域による利用制限など、具体的な用益の実態を伺うことができ興味深い。なにより、色川郷に非常に強い権利が与えられており、那智山は利用料を支払って使用することになっていた。なお、その後も黒尾山をめぐって相論は展開し、寛永一七年（一六四〇）他郷の人（井関・川関の人など）を山に入れて材木を取ったことで問題が発生し、明治時代にまで激しく相論が繰り広げられた[60]。江戸時代を通じて、実態としては他郷の人々による利用が進みつつあったが、それをなんとか規制する動きがあったのである。

元和二年に那智山と色川郷とで起こった争いにともなって、あらためて裁許がなされたものであるから、ここに記された諸規定がそのまま中世後期にまで遡るかどうかは不明とせざるを得ないが、那智山の裏山で様々に山林用益がなされていたこと、また中世後期の色川郷が寺山に強い権利を有していたことは間違いない。その淵源はどこにあるのだろうか。そのことを考えるうえで『紀伊続風土記』に記される次の伝説が示唆を与えてくれる。

【史料七】『紀伊続風土記』色川郷　寺山樫ノ実

「寺山は那智山の奥の総名にして今は那智境内四至の外にあり（中略）、其区域は広大なるに他木を植えずして一面に樫木許を植ゑたり、其故は樫木は冬凋まさる故、四時山色鬱蓊として、霊山の姿を表すへく、且瀧の源水を蓄ふるに宜しくして材木の用にあらされは、伐荒す害なし、其実を拾ひては食料となすへく、全人用とならさるにあらす（割注略）、何れの時にか有けん、一蹈鞴と呼ふ強盗此山中に栖みて時々出て神宝を盗み、社家を侵し掠むる事数なれとも、社家是を捕ふる事あたはす、其頃樫原村に狩場刑部左衛門といふ猛きをのこあり、社家是を頼みて一蹈鞴を誅せしむ、その恩賞として寺山を立合山となすといふ（割注略）、従来那智山は社家の事にて山稼きをする者ならす、色川の村々は山中に栖みて食物に乏しきを憂ひ、山稼きを専にする者なれは、これより年々寺山にて樫の実を拾ひて食料の助とす、大抵家毎に拾ひ得る事十俵より十五俵に至るを常とす、郷中の得る所を数ふるに一歳の総高千二三百石に至るといふ、然れは材木の用をなさゝれとも食料となる事大なる益といふへし」

【史料八】『紀伊続風土記』色川郷　樫原村　王子権現社

「村の西、狩場野といふ地にあり、狩場刑部左衛門といふ者を祀るといふ、伝へいふ、昔一蹈鞴といふ妖賊熊野三山権現の神

宝を奪ひ、雲取の旅人を掠む、刑部左衛門三山の衆徒の頼に応し、妖賊を討つ、其功により、新宮・本宮よりは各銭百貫文を贈る、那智よりは三千町の寺山を立合山とす、刑部左衛門右の山を色川郷十八箇村に譲り、永く郷のの助成とす、刑部左衛門死去の後、郷民祀りて王子権現と称す」

【史料七】の冒頭にあるように、寺社に付属する山林（樫木）の位置付けや認識も興味深いものがあるが、ここでは寺山の成り立ちに関する伝承に注目してみたい。いつの頃か、一蹈鞴（ひと（つ）だたら）という強盗が熊野の山中に住みつき、時々山を出ては神宝を盗み、社家を襲っては盗みを働いていたが、社家は捕らえることができずにいた。そこで、社家は色川郷樫原村の狩場刑部左衛門という勇猛な男子に一蹈鞴を捕らえることを依頼し、誅伐に成功したという。その褒美として、本宮と新宮からは銭一〇〇貫文を贈られ、那智山からは三〇〇〇町の寺山を立合山として与えられたという。その後、狩場刑部左衛門はこの山を色川郷一八か村に譲ったという。寺山は色川郷にとって食料としても重要な山林資源となっていたこともあわせて記される。

この一蹈鞴伝承がいつの状況を表すのかは判然としない。地元の伝えでは、この一蹈鞴の伝承を一四二〇年のこととし、狩場刑部左衛門も正式名称を上総五郎兵衛守清とするなど独自の語りもある。一蹈鞴の伝説のモチーフは、中世に遡る熊野における「山の神」伝承の一つと目されている。[61] 特に宗教領主の裏山に対して、近隣の村々が強い権利を有していた点が特異といえよう。[62] 色川郷が那智山に先立って本源的な権利を有していたとはみなしがたく、やはり伝承にあるように、色川郷が何らかの功績などを得て、那智山から権利を得る事などがなければ、このような状況は生じないだろう。地方有力寺社の膝下に位置しながら、地方有力寺社より強い山林の権限を持つ色川郷の独自性、自律性には注目すべきものがある。それが何に根ざしているのかは更なる検討が必要であるが、那智山が周辺村落に依存するかたちで成り立っていたとも言えよう。中世後期の熊野三山自体が周辺の在地領主・土豪勢力を取り込みつつ成り立っていたことも踏まえれば、[63]【史料一】でみたように、熊野における宗教領主による膝下・周辺地域への支配の限界性とともに、村落の自律性を読み取っておきたい。ここに熊野の中世村落、地域社会の構造の特徴があらわれている。

おわりに

以上、熊野の中世村落の様相について、売券や棟札などの僅かな記述をもとに探ってみた。中世村落の研究は、文献史料（検注帳や絵図、村文書）が残るフィールドのほか、景観が残ること、もしくは発掘調査などで遺跡が見出されたところなどを中心に研究が進められてきた。しかしながら、そういった地域ばかりでなく、中世の村落は至る所に存在した。地域史の実践としても、多様な中世村落の姿を描き出していく必要がある。

中世熊野の地域社会は、熊野三山、在地領主・土豪、村落が織りなすのが基本的な構造であった。熊野三山の影響を少なからず受けつつも、在地領主・土豪が主導していた点に特徴がある。特に地域における在地領主・土豪層の存在感は大きく、熊野の地域社会を語る売券類も在地領主・土豪による土地集積の結果である。このような地域像は、残存する文書にも大きく規定されたものである。ただし、そういったなかにあっても村は確かに存在し、自律的な活動を展開していた。なにより熊野三山は、かかる在地領主・土豪を編成しつつ、また自律的な村落を組織化することで成り立っていたのである。村では地形環境に規制されながらも、水田や畠地の耕作が行われ、材木や木の実などの山林資源を活用する生活が営まれていた。中世村落はそこかしこに眠っている。

本稿では、熊野をフィールドとし、地域的・地理的な視点をもちつつ、限られた史料から中世村落の一様相を示したに過ぎない。今後、民俗や近世文書、現状の景観や地名などから、村落の変遷なども含めて、さらに熊野の村落について豊かに描くことが必要だろう。

注

（1）荘園・村落史研究会編『中世村落と地域社会―荘園制と在地の論理―』（高志書院、二〇一六年）、拙稿「惣村研究の現在地―日本中世後期村落史研究の新展開―」（『新しい歴史学のために』二九八号、二〇二一年）。

（2）永島福太郎「中世の熊野」（『和歌山の研究2　古代・中世・近世編』清文堂出版、一九七八年）。

（3）近年では、伊藤裕偉『聖地熊野の舞台裏―地域を支えた中世の人々―』（高志書院、二〇一一年）、高橋修『中世水軍領主論　紀州熊野からのアプローチ』（高志書院、二〇二三年）の成果がある。

（4）熊野における中世文書の残存状況、在地領主層の動向などについては、神奈川大学日本常民文化研究所・神奈川大学国際常民文化研究機構編・発行『神奈川大学日本常民文化研究所調査報告　第29集　熊野水軍小

山家文書の総合的研究』（二〇二一年）でまとめた。なお、同書には資料を載せたほか、拙稿「熊野水軍小山家文書の総合的研究—熊野の海域史・序論—」「解題　紀州小山家文書—久木小山家文書を中心に—」も収めている。

（5）このような文書内容の偏りのなか、売券類を駆使し熊野那智山の膝下の地域構造を明らかにした成果もある（拙稿「中世後期熊野那智山膝下の地域構造」（藤田達生編『歴史遺産が地方を拓く　紀伊半島の文化財』清文堂出版、二〇二二年）。そのほか、自治体史では、川端泰幸「中世熊野の経済と人々の生活」（熊野川町史編纂委員会編『熊野川町史』通史編、新宮市、二〇〇八年）などがある。

（6）拙稿「熊野の中世村落を探る」（藤田達生編『歴史遺産が地方を拓く　紀伊半島の文化財』清文堂出版、二〇二二年）において、小文ながらエッセンスを示している。

（7）熊野の地理的・地形的特徴については、桑原康宏『熊野の集落と地名　紀南地域の人文環境』（清文堂出版、一九九九年）、米家泰作『山村の地域誌　紀伊山地はなぜ歴史の舞台になったか』（古今書院、二〇二四年）、山村亜希「紀伊半島の地形環境と街道・港—地形図の読図による歴史空間の考察—」（藤田達生編『歴史遺産が地方を拓く　紀伊半島の文化財』清文堂出版、二〇二二年）を参照。

（8）熊野の民俗を中心とする生業については、野本寛一『熊野山海民俗考』（人文書院、一九九〇年）、加藤幸治『紀伊半島の民俗誌—技術と道具の物質文化論—』（社会評論社、二〇一二年）を参照。

（9）「紀伊続風土記」所収　熊野速玉大社文書（『本宮町史』文化財編・古代中世史料編、本宮町、二〇〇二年、五南北朝時代—四三号）。以下、『本宮町史』より引用の場合は、時代の番号・時代名と番号であらわす。

（10）「紀伊続風土記」所収　熊野速玉大社文書（『本宮町史』五南北朝時代—一三〇号）。

（11）熊野本宮大社文書（『本宮町史』五南北朝時代—四五号）。

（12）文禄四年四月五日　鬼城惣中田地売渡状案（松本家文書一九号、『和歌山県史』中世史料二、和歌山県、一九七八年）。以下、松本家文書・中原家文書・湯川家文書・和田家文書を引用する場合は、『和歌山県史』中世史料二より引用し、文書群名と文書番号を記す。

（13）大永二年四月三日　上之番惣中畠地売渡状案（中原家文書一九号）、大永二年一一月一五日　坂本原惣中田地売渡状（中原家文書二〇号）、天正一四年七月吉日　耳打惣中さいや売渡状案（中原家文書二九号）。

（14）文亀二年四月吉日　鮒田高政等連署置文（熊野速玉大社文書一五五号、『熊野速玉大社古文書古記録』清文堂出版、一九七一年）。

（15）永禄五年　某寺算用状（湯川家文書九号）。

（16）惣庵の事例としては、明応八年三月一〇日　鬼城惣庵田地売渡状（松本家文書一九号）。

（17）茶は永享九年二月二七日　彦左衛門茶園売渡状（中原家文書五号）、小麦は応永三〇年五月二五日　耳打七郎太郎畠地・荒野相博状（中原家文書二号）、小豆は天文三年一一月一二日　弾正等山野売渡状（湯川家文書五号）などにみえる。

（18）野本寛一『熊野山海民俗考』（前掲）。

（19）正徳三年（一七一三）に熊野下湯川で暗渠が掘られたのが早い事例である。太田川の中里用水路には手掘りのトンネル（暗渠）があり、原見清兵衛によって元禄一六年（一七〇三）に工事が着工され、宝永五年（一七〇八）に完成したという（『那智勝浦町史』上巻、一九八〇年）。また、日置川の安居村暗渠は、鈴木七右衛門重秋によって寛政一一年（一七九九）に着工、文化一一年（一八〇五）に完成したと伝えられる（『日置川町文化財シリーズその9　日置川町人物小伝（2）　鈴木七右衛門重秋』日置川町教育委員会、一九九二年）。

(20) 大永九年三月一〇日　たま明用地売渡状案（和田家文書五号）、応永三〇年五月二五日　耳打七郎太郎畠地・荒野相博状（中原家文書二号）、永享七年四月一六日　和気六郎太郎畠地売渡状（中原家文書四号）、永正四年一〇月二八日　大野西垣内借屋二郎畠地売渡状（中原家文書一五号）、大永八年三月二〇日　耳打下浦三郎売渡状案（中原家文書二五号）、耳打九郎左衛門山地売渡状（中原家文書二六号）、天正一四年二月吉日　きりはたさらや田地売渡状（中原家文書二八号）、文明一六年正月吉日　田代五郎八郎田地売渡状（松本家文書五号）など。ただし、あくまでも売買の対象となった土地という点には注意をしておきたい。

(21) 文明一九年一一月一〇日　中原九郎左衛門田地譲状（中原家文書九号）、大永四年三月一三日付　中たち迫弾正田地売渡状（中原家文書二三号）など。

(22) 明徳元年十二月十三日　みさのしやうけん屋敷売渡状（熊野本宮大社文書、『本宮町史』五南北朝時代—一六二号）。

(23) そのほか、小中範高の屋敷も東は竹坊屋敷、南はスミ殿の屋敷道師メン、北と西は道が境であった（応永三〇年一二月六日　小中範高屋敷等処分状、『本宮町史』六室町時代—九六号）。

(24) 大永二年一一月一五日　坂本原惣中田地売渡状（中原家文書二〇号）など。

(25) 文明一六年正月吉日　田代五郎八郎田地売渡状（松本家文書五号）など。

(26) 享禄三年七月一一日　某山野買得状（湯川家文書四号）、天正一四年七月吉日　耳内惣中さいや売渡状案（中原家文書二九号）など。そのほか買主の判を据えた売券もある（永正一七年一一月一五日　弥五郎田地売渡状（中原家文書一六号）、大永二年一一月一五日　坂本原惣中田地売渡状（中原家文書二〇号）、永正九年一一月七日　九鬼五郎太郎畠地売渡状（松本家文書一一号）など）。

(27) 桐原の廻船衆については、文亀三年一一月二五日　山在のかうや売渡状（勢古家文書、『本宮町史』七戦国時代—六〇号）。「小舟河合廻舟衆」に関しては、入鹿八幡宮の棟札に見える（伊藤裕偉「棟札資料論—紀伊国牟婁郡入鹿八幡宮と地域社会の変遷—」『三重県史研究』三五号、二〇二〇年）。和歌山県立博物館編・発行『戦乱のなかの熊野—紀南の武士と城館—』（二〇二〇年）も参照。

(28) 永正九年四月一日　衆徒料足借用状（松本家文書一〇号）。なお、桐原の連署衆中も登場するが、鬼城氏から借銭をしている（文明一五年一一月二〇日　桐原連署衆中借用状案（松本家文書四号））。

(29) 日置川流域の史料については、『熊野水軍小山家文書の総合的研究』（前掲）に所収。以下においては、久木小山家文書・西向小山家文書を引用する場合は同書より引用し、文書群名・文書番号名を記す。

(30) 天文一八年一二月一八日　三須和神社棟札（『日置川町史』第一巻、日置川町、二〇〇五年、第Ⅱ部第一章文献史料　四銘文（一）棟札銘　四号）。

(31) 年月日未詳　田畠之日記・かいとま日記（西向小山家文書二二号）。文書の腐朽・汚損等が多く、順序なども整っていない史料であるが、本文中に永正一一年（一五一四）、天文一七年（一五四八）の年記がみられる。

(32) 年月日未詳　米・豆・雑穀等貸借日記（久木小山家文書一〇五号）、年月日未詳　米斗代書上帳（久木小山家文書一〇六号）など。

(33) 文亀四年三月日　小谷左衛門五郎下地売券（久木小山家文書一四号）など。

(34) 永正一二年二月三日　某畠地相博状（久木小山家文書一七号）など。

(35) 天正二年二月吉日　向出原ほうろく田畠売券案（久木小山家文書七一号）など。

(36) 天正一一年一〇月吉日　八郎佐衛門田地売券（久木小山家文書七九号）。
(37) 年未詳一〇月二四日　チクシハ請取状（久木小山家文書三七号）。
(38) 薗部寿樹『日本中世村落文書の研究』（小さ子社、二〇一八年）。
(39) 和歌山県立博物館編・発行『熊野・那智山の歴史と文化―那智大滝と信仰のかたち―』（二〇〇六年）。
(40) 和歌山県立博物館編・発行『熊野・那智山の歴史と文化』（前掲）。
(41) 応永二一年六月三日　旦那売券（米良文書一六〇号、『熊野那智大社文書』第一巻）。
(42) 嘉吉二年四月一〇日　借銭状（米良文書二六三号、『熊野那智大社文書』第一巻）。
(43) 享徳四年五月一五日　旦那売券（米良文書三三九号、『熊野那智大社文書』第一巻）。
(44) 文安四年一二月一五日　旦那売券（米良文書二八九号、『熊野那智大社文書』第一巻）。
(45) 応永二三年四月二日　旦那引相論和与状（潮崎稜威主文書三四・三五号、『熊野那智大社文書』第三巻）。
(46) 嘉慶三年三月一一日　旦那売券（米良文書六九号、『熊野那智大社文書』第一巻）。
(47) 天文一二年四月三日　旦那売券（米良文書八七八号、『熊野那智大社文書』第三巻）。
(48) 色川文書については、『熊野水軍小山家文書の総合的研究』（前掲）に掲載。以下においては、色川文書の引用は同書より引用し、文書群名・文書番号名を記す。
(49) 年未詳三月一四日　後醍醐天皇綸旨（色川文書一号）。
(50) 延元元年七月日　平盛氏軍忠状（色川文書七号）。色川氏の活動については、『熊野水軍小山家文書の総合的研究』（前掲）のほか、高橋修『中世水軍領主論』（前掲）も参照。
(51) 康正元年八月六日　忠義王奉書（色川文書三号）。
(52) 拙稿「戦国・織豊期の熊野の武士に関する新史料―新出色川文書の紹介　附　堀内氏善書状―」（『和歌山地方史研究』八四号、二〇二二年）。
(53) 永享二年三月二日　紛失状（米良文書二二四号、『熊野那智大社文書』第一巻）。色川三十郎は織豊期の人物である（拙稿「戦国・織豊期の熊野の武士に関する新史料」（前掲）、佐藤純一「色川三九郎屋敷考」『和歌山城郭研究』二二号、二〇二三年）。
(54) 北野隆亮・佐藤純一「熊野水軍色川氏関連の中世考古資料―那智勝浦町大野出土の中国製青磁碗と山茶碗―」（『和歌山地方史研究』八四号、二〇二二年）。
(55) 山本新平「色川の集落景観と荒木家住宅について」（『和歌山地方史研究』八〇号、二〇二〇年）。
(56) 大般若経・経櫃、翁面、黒色尉面、龍頭は、いずれも『熊野・那智山の歴史と文化』（前掲）に掲載。
(57) 元和二年一二月一一日　浅野忠吉寺山定書（米良文書一一三九、『熊野那智大社文書』三巻）。
(58) 元和二年一二月一四日　浅野氏奉行衆書状（米良文書一一四〇号、『熊野那智大社文書』三巻）。
(59) 元和二年一二月一四日　浅野氏検使衆書状（米良文書一一四一号、『熊野那智大社文書』三巻）。
(60) 江戸時代の黒尾山をめぐる争いをたどると、元和八年（一六二二）口色川は那智山に黒尾山を銀一二三匁で売り渡す（但し、木の実は除く）。寛永一七年（一六四〇）他郷の人（井関・川関の人など）を山に入れて材木を取ったことで問題が発生し、元禄一一年（一六九八）那智山と口色川とで黒尾山をめぐって和与。東西で分割し、東は那智山の支配、西は口色川が炭山とすることで合意し、一〇年以後は栃・樫は口色川村が管理、雑木は那智山が管理することになった。明治時代にも

争いが起こるが、その点については『紀伊色川村誌』（和歌山県東牟婁郡色川村、一九三六年）が詳しい。

(61) 山本陽子「切目王子小考―熊野曼荼羅から一本ダタラまで」（『明星大学研究紀要　日本文化学部・造形芸術学科』一二号、二〇〇四年）、同「切目王子信仰とその変容」（『明星大学全学共通教育　研究紀要』二号、二〇二〇年）。

(62) 入鹿荘の一族山は、「荘中に入鹿一族山といふ九箇村持合の大山ありて、氏神（入鹿八幡宮）・氏寺（慈雲寺）の修覆造営の料に当てたり」（『紀伊続風土記』）とある共有山で、江戸時代には入鹿九か村（庄屋）によって共同管理し、筋目の家は一族山からの収益徴収権を有していたという（伊藤裕偉「熊野・入鹿一族と「中世」の継承・変容～元禄五年入鹿八幡宮遷宮をめぐる争論から～」（『ふびと』七三号、二〇二二年）。

(63) 拙稿「中世後期における新宮の社家組織と諸勢力」（新宮市教育委員会編『新宮下本町遺跡総合調査報告書』新宮市教育委員会、二〇二二年）、拙稿「中世後期熊野那智山膝下の地域構造」（前掲）。